

関東学院大学専門職大学院法務研究科FD委員会規程

(2009年2月26日制定)

(設置)

第1条 関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会規程第7条に基づき、専門職大学院法務研究科に、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等(以下この規程において「FD」という。)に関する事項を審議し、これを実施するため、法務研究科FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 法務研究科長
- (2) 実務法学専攻主任
- (3) 教務委員
- (4) 自己点検・評価委員
- (5) 法務研究科教授会(以下「教授会」という。)がその構成員から選任する者若干名

(任期)

第3条 前条第5号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、法務研究科長が招集し議長となる。
- (2) 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席構成員の過半数をもって議決する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、第1項に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議しこれを実施する。

- (1) 教員の研修に関する事項
- (2) 教員相互の授業参観に関する事項
- (3) 学生の授業評価に関する事項
- (4) 学生の学習環境に関する事項
- (5) FD活動に係る学内外の情報収集及び調査研究に関する事項
- (6) FD関係報告書の作成・公表に関する事項
- (7) その他、FD活動の推進に必要と認められる事項

(議事録)

第6条 委員会に書記を置き、議事録を作成する。

2 議事録は、学部庶務課が保管する。

(事務局)

第7条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年3月24日に改正し、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年3月19日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月1日に改正し、2017年4月1日から施行する。